

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

2025年春闘においては、過去最高水準の賃上げが実現された。しかしながら、物価上昇の影響により実質賃金は伸び悩んでおり、個人消費の力強い回復には至っていない。経済を持続的な成長軌道に乗せるためには、賃上げの流れを定着させるとともに物価の安定を図り、実質賃金の改善につなげる総合的な取り組みが必要である。

さらに、社会および産業を維持・発展させるためには、中長期的な「人への投資」が不可欠である。県内経済の活力を高めるためには、労働条件の改善と地域内における経済循環の好循環を促進する施策が求められている。

本意見書は、県民生活の向上および地域経済の安定的発展を目的として、福島県最低賃金の引き上げに関し、関係機関による具体的な対応を要望するものである。とりわけ、中小・零細企業への支援策の充実および適切な価格転嫁のための環境整備を併せて講じることで、雇用者および企業双方の理解を得ながら、持続的な賃金改善を推進することを提案するものである。

1. 政府が掲げる2020年代中に全国平均1,500円という目標を見据え、地域の産業構造や経済状況を踏まえながら、福島県最低賃金を段階的かつ着実に引き上げること。しかし、近年、イラン情勢をはじめとする国際紛争の影響により、原油価格や物流コストが不安定化し、地域企業の経営環境は外部要因による変動リスクを抱えている。最低賃金の引き上げにあたっては、企業経営への影響や雇用環境を慎重に評価しつつ、持続可能な形で取り組むこと。
2. 中小・零細企業においても最低賃金の引き上げが円滑に実施されるよう、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき関係省庁・県・経済団体が連携して適正な価格転嫁を推進し、下請けいじめ防止や支援策の周知徹底を図ること。加えて、賃上げに伴う負担を緩和するための助成制度や税制支援、人材育成支援を充実させること。
3. 最低賃金と人口移動の相関を踏まえ、県内における若者や働き手の定着を促進する総合的な施策として、最低賃金の引き上げを位置付け、地域経済の活性化や移住・定住支援策と連動させること。
4. 福島県最低賃金の改定については、労働者間の均衡や景気動向を考慮し、10月1日までの早期発効を基本としつつ、必要な調整期間を確保するために関係者による丁寧な協議と情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年6月16日

福島県伊達郡桑折町議会議長 原 賢 志

(提出先)

内閣総理大臣 高市 早苗 様

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

福島労働局長 井口 真嘉 様